

平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成30年9月6日(木) 午後4時00分

2 出席委員

農業委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員 | 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員 | 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 7. 浅海 博行 委員 | 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 鈴木 有光 委員 | 11. 川村 誠司 委員 | |

農地利用最適化推進委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

- 事務局 長 佐山 佳明
事務局次長 浅海 一洋
主任主事 山田 亮

4 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

- | | |
|-------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について | 2件 |
| 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 1件 |
| 報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について | 7件 |
| 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 2件 |

5 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

10番、鈴木有光委員

11番、川村誠司委員を指名いたします。

葛山 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は1班です。石井栄一班長より総括的な報告をお願いいたします。

石井 班長

議長

葛山 議長

8番、石井栄一班長

石井 班長

1班の現地調査の報告をいたします。

8月29日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、葛山会長、浅海会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について2件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件の合計4件です。

1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

葛山 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、譲渡人は高齢であり、また所有農地が申請地のみであることから農業の廃止を図り、譲受人は農業経営の拡大を目的として自己所有地に隣接している農地を取得するものです。

申請地は、畑1筆、面積694平方メートルの普通畑です。

営農計画は、サツマイモの作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は1.2ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は4名です。

また、下限面積及び所有農業機械並びに全部耕作などの許可要件について

は、農地台帳等より確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

奥山 委員 議長

葛山 議長 6番、奥山喜和子委員

奥山 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積694平方メートルの普通畑として適切に耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の適切な耕作の実施並びに営農後3年間は転用できないことを周知しました。次に、申請地への通作に隣地を通っていることについて、所有者に承諾を得ていることを確認しました。

書類審査、現地調査、審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願

いします。以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年8月8日付けで、農

用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑5筆、合計面積3,392平方メートルの農地を、新たに3年間の賃借による利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

葛山 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑5筆、合計面積3,392平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借による利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年8月8日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積303平方メートルの農地を、新たに3年間の使用貸借による利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員 議長

葛山 議長 澁谷好治推進委員

澁谷 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積303平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、使用貸借による利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、市街化区域内の生産緑地に指定された畑1筆、面積3,782平方メートルの内2,894平方メートルの梨及び普通畑です。

本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。

申請人は経営主として、他に専従者2名の計3名で耕作を行っており、今後

も引き続き農業経営を行うとのことでした。

また、年間従事日数、耕作等については、白井市農業委員会発行による農業経営の実態により、従事年数等については本人からの聞き取りにより確認しており、特に問題はありません。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

葛山 議長 10番、鈴木有光委員

鈴木 委員 議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積3,782平方メートルの内2,894平方メートルの生産緑地に指定された梨及び普通畑です。

現地は、梨及び普通畑として適切に耕作されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

葛山 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続いて、報告事項を議題とします。

報告第1号から第4号までを報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の6ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の7ページから9ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について7件の計10件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理

通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

葛山 議長 ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時15分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成30年9月11日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛山繁隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木有光

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村誠司